

## 大田区立大森第六中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立大森第六中学校学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

### 1. 大田区立大森第六中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

### 2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ防止に向けた大田区立大森第六中学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

#### (1) いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

#### (2) いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられ

た生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

### 3 生徒の取組みを支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。

### 4 学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応を行う。

### 5 社会総がかりの取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、大田区・教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、当該生徒に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該生徒をいじめから保護する必要がある。また、保護者や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

### 6 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、別紙のように「いじめ防止対策委員会」を設置し、校長、副校長を中心に組織的な取り組みを行う。
- (2) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、大田区・教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

### 7 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

#### (1) 未然防止

- ・ 11月に行った生徒の生活アンケートによれば、本校では、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」という項目に対して「4. そう思う」と回答した生徒の割合が81.5%（文科省調査の全国平均72.1%、都平均69.4%）「3. だいたい当てはまる」世回答した生徒を合わせると95.1%（同全国平均93.4%、

都平均92.4%)となっている。いじめをはっきりと拒否している生徒の割合が高く、学校全体としていじめは起こりにくい状態にあるといえる。しかし、5%弱いるいじめを拒否しきれない生徒がいじめに手を染めるようなことがあれば、いじめは起こるし、広がっていくことは十分に考えられる。この質問項目に対して、100%の生徒が「4. そう思う」と解答するようになることを目標に未然防止のための対策を講じる。

- ESDの充実により、課題解決的な学習、体験的な学習を通じて、「人と人とのつながりを尊重する態度」「他者と協力する態度」「コミュニケーションを行う能力」養う。また、生徒の自己肯定感を高めることにより、生徒の気持ちがいじめに向かない学校生活を送れるようにしていく。
- 小中一貫教育の視点をふまえ、小学校とのいじめに関する情報交換を行う。小学校時の生徒同士の人間関係や、いじめの被害、加害の有無等について、入学前に情報を得るとともに、入学時のクラス分けには、小学校の意見を反映する。
- 小中一貫生活指導スタンダードをもとに、生活規律に関して一貫した指導を行い、規範意識を高めて、いじめの許されない雰囲気を作る。
- 道徳教育及び人権教育の充実により、いじめを行わない態度を養う。
- いわゆるネットいじめ防止のため、LINE株式会社、静岡大学等の外部団体とも連携し、ネットコミュニケーションリテラシー教育を充実させる。
- 校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- 家庭訪問や教育相談、学校通信などを通じた家庭との連携協力を強化する。

## (2) 早期発見

- 生徒の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

## (3) 早期対応

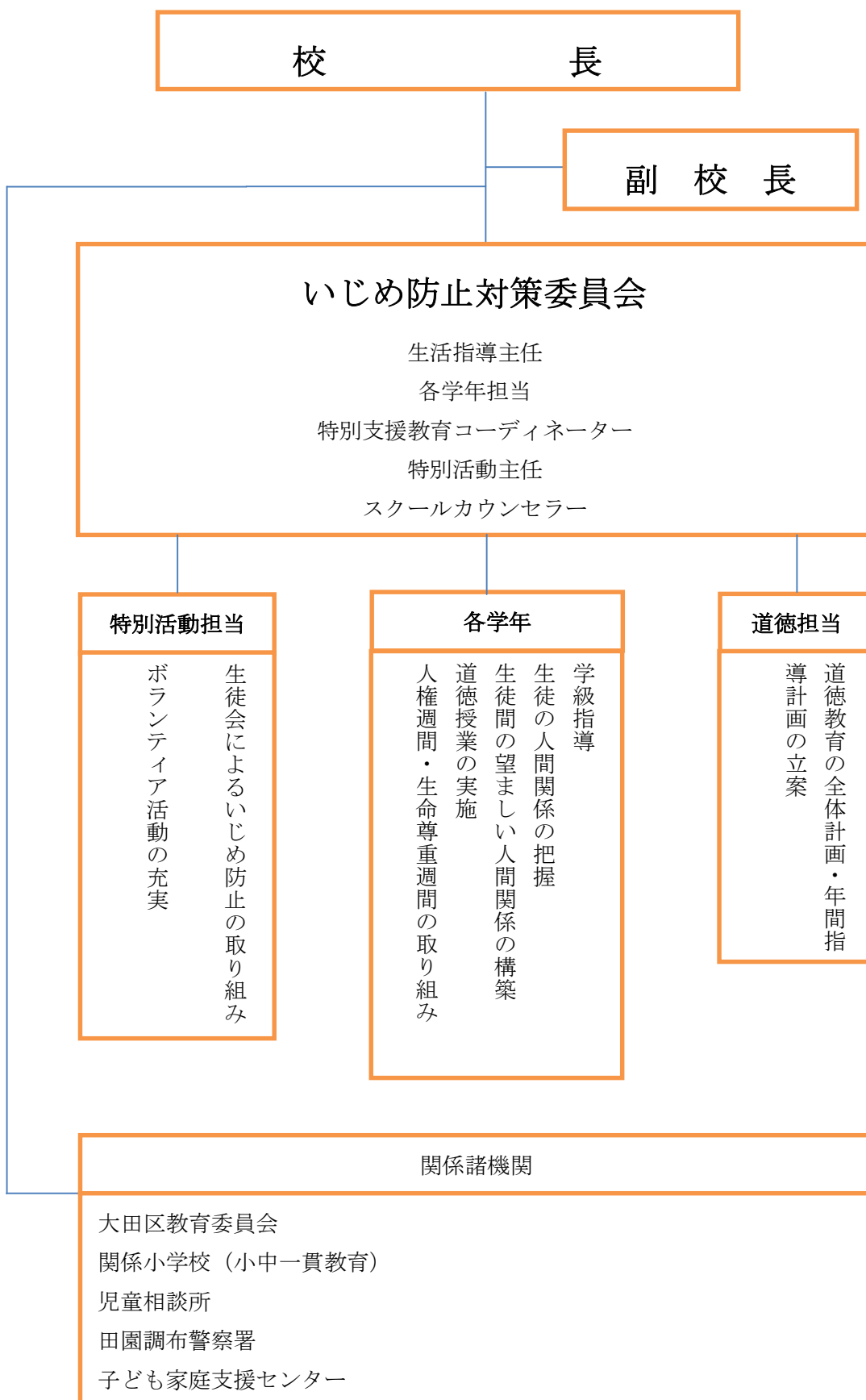
- いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- 学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携し

て対応する。

#### (4) 重大事態への対処

- ・いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・いじめ・が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

大森第六中学校いじめ対策組織図



校長

副校長

### いじめ防止対策委員会

生活指導主任

各学年担当

特別支援教育コーディネーター

特別活動主任

スクールカウンセラー

#### 特別活動担当

ボランティア活動の充実  
生徒会によるいじめ防止の取り組み

#### 各学年

学級指導  
生徒の人間関係の把握  
生徒間の望ましい人間関係の構築  
道徳授業の実施  
人権週間・生命尊重週間の取り組み

#### 道徳担当

道徳教育の全体計画・年間指導計画の立案

#### 関係諸機関

大田区教育委員会  
関係小学校（小中一貫教育）  
児童相談所  
田園調布警察署  
子ども家庭支援センター

